

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長 西村 芳将

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度青谷上寺地遺跡重要文化財修理業務 一式

(2) 業務の内容

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙とし、入札書は所定の様式（入札説明書の入札書（様式第 4 号））を使用すること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託の遺跡調査及びイベント・広告・企画の物品（特注品）に登録されている者であること。

(3) 令和元年度以降に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条により国宝又は重要文化財に指定された考古資料のうち木器の修理業務を受注し完了した実績を有すること。

(4) 修理を行う重要文化財を保管するにあたり、温湿度管理、防犯、防火に問題のない施設を有すること。

(5) 修理を行う重要文化財を運搬するにあたり、梱包方法は美術品梱包とし、美術品専用車両による運搬が可能であること。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(7) 入札説明書、別添令和 7 年度青谷上寺地遺跡重要文化財修理業務仕様書に示した業務を期限までに完了することができる者であつて、業務実施中における発注者からの指示や確認の求めに速やかに対応することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0501 鳥取県鳥取市青谷町青谷 4064 番地 12

鳥取県立青谷かみじち史跡公園 調査研究事務所

電話 0857-85-5011 ファクシミリ 0857-85-5012

電子メール aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年6月3日(火)から同月13日(金)までの間にインターネットの鳥取県立青谷かみじち史跡公園ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月3日(火)から同月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後3時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月26日(木) 午後2時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月25日(水)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地

鳥取県立青谷かみじち史跡公園 展示ガイダンス施設ガイダンス棟体験学習室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記し、業務名、商号又は名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、業務名、商号又は名称と共に「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」を明記した封書に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として、無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書の入札参加資格確認書(様式第1号)及び2の(3)を証する入札説明書の業務実績調書(様式第3号)を、令和7年6月13日(金)午後3時までに4の(1)の場所に持参若しくは郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。